

令和元年度第 14 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和元年 10 月 29 日

担当部・課：建設部下水道管理課〔内線 5692〕

① 件 名
石巻市下水道事業運営審議会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成 27 年 1 月 27 日付の都道府県知事あて総務大臣通知で、平成 31 年度までの「集中取組期間」を経て、令和 2 年度までに下水道事業等を公営企業会計に移行するよう要請があったことから、下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の各特別会計を統合し、移行する準備を進めている。</p> <p>【目的】 少子高齢化等による収入減少や施設の老朽化に伴う投資負担が想定されることから、公営企業会計の適用に合わせて、運営審議会に係る規定を整備し、経営状況をより適切に管理することにより、下水道等事業の健全かつ安定的な運営を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 (1) 地方公営企業法 第 14 条 (2) 地方自治法 第 138 条の 4 (3) 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 28 年 2 月 平成 27 年度第 2 回庁議に審議事項「下水道事業等の公営企業会計の適用及び適用準備について」を提案</p> <p>5 月 石巻市公共下水道事業等地方公営企業会計移行業務 委託契約締結</p> <p>～令和元年 公営企業会計システム、財務諸表、収納等に係る、庁内外の関係機関との調整</p>
⑤ 主な内容
<p>(1) 所掌事務 市長の諮問に応じ、受益者負担金、使用料その他、下水道の普及促進に関する事項について審議する。</p> <p>(2) 組織 識見を有する者及び市長が適当と認める者 12 人以内</p> <p>(3) 任期 委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する日まで</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業をめぐる環境は厳しさを増しつつある。このことから、地方公営企業法の適用と合わせて、有識者等の意見を伺う機会を設け、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくもの。</p> <p>【市行財政の負担(財源措置及びコスト計算)】 報酬（勤務 1 日につき 9,500 円）、費用弁償</p>

<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>○公営企業法の適用と運営審議会の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石市 : 全部適用済 / 白石市上下水道事業運営審議会条例 ・名取市 : 一部適用済 / 名取市下水道建設委員会条例 ・大崎市 : 全部適用予定 / 大崎市上下水道事業運営審議会条例 (令和2年4月1日) ・登米市 : 全部適用予定 / 登米市下水道事業運営審議会条例 (令和2年4月1日) ・気仙沼市 : 一部適用予定 / 気仙沼市下水道事業運営審議会条例 (令和2年4月1日) ・東松島市 : 一部適用予定 / 検討中 (令和2年4月1日) <p>※上水道事業において企業団方式を採用している石巻市と東松島市以外は、全部適用の公営企業として経営を行っているため、上下水道事業一体での運営審議会を検討している場合が多い。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年12月 市議会第4回定例会に、石巻市下水道事業の設置等に関する条例及び石巻市下水道事業運営審議会条例の制定について提案 (施行予定年月日: 令和2年4月1日)</p> <p>令和2年 3月 石巻市公共下水道事業等地方公営企業会計移行業務 完了</p> <p>4月 公営企業会計適用開始</p>
<p>⑨その他</p>